

[7] 学 校 保 健

1. 沖縄県立泊高等学校 学校保健委員会規約

(名称)

第1条 本会は、泊高等学校保健委員会（以下「本会」という）と称す

(目的)

第2条 本会は学校保健法に基づき、学校における生徒の保健・安全管理に関する必要な事項を定め、健康の保持・増進を図ることを目的とする

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う

- (1) 学校保健安全・学校安全計画の立案、実施の評価改善に関する事
- (2) 健康診断の実施と事後処理及び健康相談に関する事
- (3) 疾病・感染症予防のための対策と指導に関する事
- (4) 給食の改善に関する事
- (5) 学校・家庭・地域との連携と健康・安全教育の推進に関する事
- (6) 安全指導に関する事
- (7) 学校施設等の安全点検に関する事
- (8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関する事

(構成)

第4条 本会は次の各号に掲げる者をもって組織する

- (1) 教職員：校長、副校長、教頭（三部）、事務長、保健主事（三部）、養護教諭（三部）必要に応じ以下の職員を参加させる
教務主任、環境保健部主任、生徒指導部（交通安全係、生徒会顧問、ホームルーム係）、教育相談係、体育科代表、各年次代表
- (2) 学校三師：学校医、学校歯科医、学校薬剤師
- (3) P T A代表：1名
- (4) その他、校長が必要と認めた者

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 4名

(役員を選任及び任期)

第6条 役員を選任は下記の通りとする

- (1) 委員長は校長をもって充てる
- (2) 副委員長は副校長及び三部の教頭をもって充てる
- (3) 役員の任期は1年（4月～翌年3月）とする。但し、再任を妨げない

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は下記の通りとする

- (1) 委員長は会務を統括する
- (2) 副委員長は委員長を補佐する
- (3) 副校長は会議の運営及び会務を処理する

(会議)

第8条 会議は年3回とする。但し委員長が必要と認めたときは臨時に開催することができる

(補則)

第9条 第3条の事業は、法令、条例、通達、並びに学校内規等によって行い、その施行に関しては当該部署で実施するものとする

(附則) この規約は平成6年4月1日から施行する。

第1回改訂 平成15年5月1日

2. 沖縄県立泊高等学校 学校保健委員会組織図

